

四半期報告書

(第146期第2四半期)

株式会社 福島銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	18
第4 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表】	20
2 【その他】	48
3 【中間財務諸表】	49
4 【その他】	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	61

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月25日

【四半期会計期間】 第146期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 紺野 邦武

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画本部長 久能 敏光

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 星 昌吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社福島銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	8,871	8,333	7,937	18,320	16,101
連結経常利益	百万円	329	645	784	241	1,543
連結中間純利益	百万円	454	636	724	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	388	△4,963
連結中間包括利益	百万円	—	174	1,546	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△6,195
連結純資産額	百万円	24,551	24,547	19,724	24,603	18,177
連結総資産額	百万円	616,888	621,469	678,893	607,779	609,085
1株当たり純資産額	円	106.36	106.21	85.19	106.45	78.47
1株当たり中間純利益金額	円	1.97	2.76	3.15	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	1.69	△21.59
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.96	3.92	2.88	4.02	2.96
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.77	9.83	8.42	9.72	8.38
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	12,120	20,654	64,959	8,853	12,672
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,288	△5,221	△48,996	△5,288	△20,329
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△0	△230	△0	△250	△230
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	37,848	50,533	43,406	35,330	27,443
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	551 [277]	540 [284]	533 [287]	539 [280]	528 [289]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第144期中	第145期中	第146期中	第144期	第145期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	7,446	7,128	6,767	15,823	13,745
経常利益	百万円	162	440	622	85	1,149
中間純利益	百万円	322	490	603	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	300	△5,136
資本金	百万円	18,127	18,127	18,127	18,127	18,127
発行済株式総数	千株	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
純資産額	百万円	24,471	24,337	19,363	24,540	17,936
総資産額	百万円	615,042	619,122	677,004	605,918	607,146
預金残高	百万円	577,489	571,190	606,108	569,945	573,618
貸出金残高	百万円	443,120	438,267	446,515	445,884	439,652
有価証券残高	百万円	92,281	106,405	169,599	101,535	122,737
1株当たり純資産額	円	106.46	105.88	84.24	106.77	78.04
1株当たり中間純利益金額	円	1.40	2.13	2.62	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	1.30	△22.34
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	1.00	—
自己資本比率	%	3.97	3.93	2.86	4.05	2.95
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.78	9.82	8.35	9.75	8.35
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	527 [264]	518 [270]	517 [266]	514 [267]	506 [274]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び第144期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第145期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 6 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)における金融経済環境は、足元の国内経済が東日本大震災からの復旧復興に向けた取り組みにより全体的には緩やかな回復傾向にある一方で、景気の先行きについては欧州債務危機に伴う世界的な景気の減速感と歴史的な円高を背景として不透明感や景気の下振れ懸念が強まっております。

当行が主たる経営基盤とする福島県の経済は、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の発生直後における混乱があったものの、その後の災害復旧関連需要などにより持ち直しつつあります。しかしながら、依然として原発事故の影響による風評被害などの懸念材料があり、先行き経済に対する不安が残るものとなっております。また、欧州債務危機や円高の影響などにより県内経済においても本格的な回復には至っていない状況にあります。

このような状況の中で、当行は①「地元経済の再生支援」、②「収益力の回復」、③「内部管理の充実」を当面の経営課題とし、震災復旧復興に向けた取り組みを積極的に行うと共に地域密着型営業の推進に努めております。

(預貸金等の状況)

当第2四半期連結累計期間中の総預金(譲渡性預金を含む)は、東日本大震災に伴う保険金や義援金の受け取り及び企業や個人の手元流動性確保の動きから前連結会計年度末比53,981百万円増加し、残高は627,633百万円となりました。

貸出金は、震災復興資金等の制度融資を利用した運転資金需要の増加を主因に、前連結会計年度末比6,952百万円増加し残高は444,359百万円となりました。

有価証券は、国債等の債券を中心に購入を進めたことから、前連結会計年度末比46,861百万円増加し残高は169,209百万円となりました。

投資信託や保険商品等の預かり資産は、投資信託の基準価格が低下したことから、前連結会計年度末比3,838百万円減少し残高は72,840百万円となりました。

(損益の状況)

当第2四半期連結累計期間の損益をみると、経常収益につきましては、貸出金利回りの低下を主に資金運用収益が減少したこと及び国債等債券売却益が減少したこと等から、前年同四半期連結累計期間比396百万円減少し7,937百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券関係の減損処理額が増加したものの、預金金利の低下により預金利息が減少したこと及び不良債権処理費用が減少したこと等から、前年同四半期連結累計期間比535百万円減少し7,152百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同四半期連結累計期間比139百万円増加し784百万円となりました。また、中間純利益については、前年同四半期連結累計期間比88百万円増加し724百万円となりました。

(セグメント情報ごとの業績の状況)

当第2四半期連結累計期間のセグメント情報ごとの業績につきましては、「銀行業」の経常収益が前年同四半期連結累計期間比367百万円減少し6,765百万円、セグメント利益が同176百万円増加し621百万円となりました。

「リース業」の経常収益は、前年同四半期連結累計期間比18百万円減少し1,095百万円、セグメント利益は同33百万円増加し93百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物は、営業活動による収入が投資活動及び財務活動による支出を上回ったため、当第2四半期連結累計期間中15,963百万円増加し43,406百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金、譲渡性預金及び借入金を増加を主に64,959百万円のプラス（前年同四半期連結累計期間は20,654百万円のプラス）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フローの状況)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を主に48,996百万円のマイナス（前年同四半期連結累計期間は5,221百万円のマイナス）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フローの状況)

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により0百万円のマイナス（前年同四半期連結累計期間は230百万円のマイナス）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員の状況

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社又は提出会社の従業員の状況に著しい増加又は減少はありません。

(6) 主要な設備の状況

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の状況に著しい変動はありません。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間比128百万円減少し、4,599百万円となりました。主な要因は、貸出金及び有価証券の運用利回りが低下したことによるものです。

役務取引等収支は、前第2四半期連結累計期間比52百万円減少し、410百万円となりました。主な要因は、為替業務及び保険窓販業務による収入が減少したことによるものです。

その他業務収支は、前第2四半期連結累計期間比640百万円減少し、140百万円のマイナスとなりました。主な要因は、国債等債券売却益の減少及び国債等債券償却の計上によるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	4,682	49	△4	4,727
	当第2四半期連結累計期間	4,543	59	△2	4,599
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	5,390	79	△32	(30) 5,437
	当第2四半期連結累計期間	5,100	86	△25	(27) 5,162
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	708	30	△27	(30) 710
	当第2四半期連結累計期間	557	27	△22	(27) 562
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	467	1	△7	462
	当第2四半期連結累計期間	416	1	△7	410
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	992	3	△31	965
	当第2四半期連結累計期間	934	3	△29	907
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	525	1	△23	502
	当第2四半期連結累計期間	517	1	△22	496
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	494	6	—	500
	当第2四半期連結累計期間	△146	5	—	△140
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	495	6	—	501
	当第2四半期連結累計期間	258	5	—	263
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1	—	—	1
	当第2四半期連結累計期間	404	—	—	404

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結累計期間 2百万円、当第2四半期連結累計期間 1百万円）を控除して表示しております。

4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

5 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（内書き）であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比58百万円減少し、907百万円となりました。主な要因は、為替業務及び保険窓販業務の受入手数料が減少したことによるものです。

一方、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比6百万円減少し、496百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	992	3	△31	965
	当第2四半期連結累計期間	934	3	△29	907
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	369	—	△28	341
	当第2四半期連結累計期間	351	—	△27	323
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	268	3	△2	269
	当第2四半期連結累計期間	241	3	△2	242
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	3	—	—	3
	当第2四半期連結累計期間	2	—	—	2
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	13	—	—	13
	当第2四半期連結累計期間	11	—	—	11
うち保護預かり・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	20	—	—	20
	当第2四半期連結累計期間	19	—	—	19
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	28	—	—	28
	当第2四半期連結累計期間	23	—	—	23
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	63	—	—	63
	当第2四半期連結累計期間	44	—	—	44
うち投信窓販業務	前第2四半期連結累計期間	224	—	—	224
	当第2四半期連結累計期間	239	—	—	239
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	525	1	△23	502
	当第2四半期連結累計期間	517	1	△22	496
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	59	1	—	61
	当第2四半期連結累計期間	55	1	—	56

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	571,108	82	△227	570,963
	当第2四半期連結会計期間	606,004	103	△474	605,633
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	199,910	—	△197	199,713
	当第2四半期連結会計期間	243,581	—	△408	243,173
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	367,202	—	△30	367,172
	当第2四半期連結会計期間	357,552	—	△66	357,486
うちその他	前第2四半期連結会計期間	3,994	82	—	4,077
	当第2四半期連結会計期間	4,870	103	—	4,974
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	12,330	—	—	12,330
	当第2四半期連結会計期間	22,000	—	—	22,000
総合計	前第2四半期連結会計期間	583,438	82	△227	583,293
	当第2四半期連結会計期間	628,004	103	△474	627,633

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 預金の区分は次のとおりであります。
 「流動性預金」＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 「定期性預金」＝定期預金＋定期積金
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	436,064	100.00	444,359	100.00
製造業	33,383	7.66	37,139	8.36
農業、林業	1,003	0.23	1,444	0.32
漁業	270	0.06	401	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	444	0.10	360	0.08
建設業	26,784	6.14	27,791	6.25
電気・ガス・熱供給・水道業	1,697	0.39	716	0.16
情報通信業	4,692	1.08	4,694	1.06
運輸業、郵便業	14,399	3.30	12,422	2.80
卸売業、小売業	42,789	9.81	43,430	9.77
金融業、保険業	21,739	4.99	19,801	4.46
不動産業、物品賃貸業	44,999	10.32	46,974	10.57
その他の各種サービス業	54,093	12.41	53,849	12.12
国・地方公共団体	33,944	7.78	39,118	8.80
その他	155,818	35.73	156,210	35.16
国際業務部門	—	—	—	—
合計	436,064	—	444,359	—

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	5,696	4,866	△830
経費(除く臨時処理分)	3,856	3,808	△48
人件費	1,730	1,695	△35
物件費	1,859	1,852	△7
税金	266	260	△6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,840	1,057	△783
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,840	1,057	△783
一般貸倒引当金繰入額	358	—	△358
業務純益	1,482	1,057	△425
うち債券関係損益	408	△147	△555
コア業務純益	1,432	1,205	△227
臨時損益	△1,041	△434	607
株式等関係損益	△143	△515	△372
不良債権処理額	833	317	△516
貸出金償却	794	218	△576
個別貸倒引当金繰入額	5	—	△5
債権売却損等	34	99	65
貸倒引当金戻入益	—	112	112
償却債権取立益	—	136	136
その他臨時損益	△64	149	213
経常利益	440	622	182
特別損益	61	△8	△69
うち固定資産処分損益	△17	△8	9
税引前中間純利益	501	614	113
法人税、住民税及び事業税	11	11	0
法人税等調整額	—	—	—
法人税等合計	11	11	0
中間純利益	490	603	113

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 コア業務純益＝業務純益(一般貸倒引当金繰入前)－債券関係損益

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

7 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.87	1.64	△0.23
(イ)貸出金利回	2.24	2.08	△0.16
(ロ)有価証券利回	0.85	0.81	△0.04
(2) 資金調達原価 ②	1.58	1.40	△0.18
(イ)預金等利回	0.21	0.15	△0.06
(ロ)外部負債利回	1.87	0.15	△1.72
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.29	0.24	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	15.02	11.30	△3.72
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	15.02	11.30	△3.72
業務純益ベース	12.09	11.30	△0.79
中間純利益ベース	4.00	6.45	2.45

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	571,190	606,108	34,918
預金(平残)	562,261	588,354	26,093
貸出金(末残)	438,267	446,515	8,248
貸出金(平残)	435,673	433,563	△2,110

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	455,721	474,146	18,425
法人	115,386	131,857	16,471
合計	571,108	606,004	34,896

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	140,157	144,744	4,587
住宅ローン残高	130,180	135,619	5,439
その他ローン残高	9,976	9,125	△851

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	346,665	351,510	4,845
総貸出金残高	② 百万円	438,267	446,515	8,248
中小企業等貸出金比率	①/② %	79.09	78.72	△0.37
中小企業等貸出先件数	③ 件	37,500	34,841	△2,659
総貸出先件数	④ 件	37,622	34,974	△2,648
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.67	99.61	△0.06

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	4	2	5	8
保証	253	755	200	638
計	257	758	205	647

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,688	1,228
	利益剰余金	1,173	835
	自己株式(△)	14	14
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	134	142
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	134	80
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	24,975	20,239
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	24,975	20,239
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	776	702
	一般貸倒引当金	2,026	1,998
	負債性資本調達手段等	4,200	4,100
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,200	4,100
	計	7,002	6,801
うち自己資本への算入額 (B)	7,002	6,801	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	31,878	26,941
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	301,629	298,519
	オフ・バランス取引等項目	1,358	1,193
	信用リスク・アセットの額 (E)	302,988	299,713
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	21,264	20,095
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,701	1,607
	計(E)+(F) (H)	324,253	319,808
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		9.83	8.42
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		7.70	6.32

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	5,688	1,228
	利益準備金	347	—
	その他利益剰余金	743	603
	その他	—	—
	自己株式(△)	14	14
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	134	80
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	24,757	19,865
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	24,757	19,865
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	776	702
	一般貸倒引当金	2,012	1,986
	負債性資本調達手段等	4,200	4,100
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,200	4,100
計	6,988	6,789	
うち自己資本への算入額 (B)	6,988	6,789	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	31,646	26,554
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	299,191	296,393
	オフ・バランス取引等項目	1,358	1,193
	信用リスク・アセットの額 (E)	300,549	297,586
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	21,470	20,256
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,717	1,620
計(E)+(F) (H)	322,020	317,843	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.82	8.35
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		7.68	6.25

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	102	88
危険債権	74	79
要管理債権	6	50
正常債権	4,226	4,270

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
A種優先株式	900,000,000
計	900,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は9億株であり、普通株式及びA種優先株式の発行可能株式総数は、それぞれ9億円とする旨定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	230,000,000	230,000,000	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	230,000,000	230,000,000	—	—

(注) 単元株式数は1,000株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年9月30日	—	230,000	—	18,127,739	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,434	4.53
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,642	2.88
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	4,284	1.86
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,978	1.72
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目32番24号	3,931	1.70
株式会社東北サファリーパーク	福島県二本松市沢松倉1番地	3,562	1.54
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3,135	1.36
牧 寛之 (常任代理人 立花証券株式会社)	ROBERTSON 100 SINGAPORE (東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14 号)	2,406	1.04
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	2,102	0.91
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	2,063	0.89
計	—	42,539	18.49

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,434千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,642千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,978千株

- 2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成23年4月21日付で住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、中央三井アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする平成23年4月15日現在の保有株式を記載した大量保有報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主数には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	3,055	1.33
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	8,873	3.86
中央三井アセットマネジメント 株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	250	0.11
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	640	0.28
計	—	12,818	5.57

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 164,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,066,000	229,066	—
単元未満株式	普通株式 770,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	230,000,000	—	—
総株主の議決権	—	229,066	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が18千株(議決権個18個)含まれております。

3 「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式897株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	164,000	—	164,000	0.07
計	—	164,000	—	164,000	0.07

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※9 28,490	※9 44,241
商品有価証券	71	67
金銭の信託	1,663	1,663
有価証券	※1, ※9, ※15 122,348	※1, ※9, ※15 169,209
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 437,407	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 444,359
外国為替	155	168
リース債権及びリース投資資産	※9 3,237	※9 3,103
その他資産	※9 7,844	※9 7,636
有形固定資産	※11, ※12 12,866	※11, ※12 12,661
無形固定資産	914	954
繰延税金資産	4,930	4,927
支払承諾見返	738	647
貸倒引当金	※8 △11,584	※8 △10,747
資産の部合計	609,085	678,893
負債の部		
預金	573,172	605,633
譲渡性預金	480	22,000
借入金	※9, ※13 2,802	※9, ※13 19,387
外国為替	—	4
社債	※14 3,700	※14 3,700
その他負債	5,563	3,447
退職給付引当金	2,157	2,125
役員退職慰労引当金	161	157
睡眠預金払戻損失引当金	114	111
利息返還損失引当金	0	0
再評価に係る繰延税金負債	※11 1,011	※11 1,011
負ののれん	1,005	942
支払承諾	738	647
負債の部合計	590,907	659,168
純資産の部		
資本金	18,127	18,127
資本剰余金	5,688	1,228
利益剰余金	△4,348	835
自己株式	△14	△14
株主資本合計	19,453	20,177
その他有価証券評価差額金	△1,966	△1,145
土地再評価差額金	※11 550	※11 550
その他の包括利益累計額合計	△1,416	△595
少数株主持分	140	142
純資産の部合計	18,177	19,724
負債及び純資産の部合計	609,085	678,893

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
経常収益	8,333	7,937
資金運用収益	5,407	5,134
(うち貸出金利息)	4,913	4,488
(うち有価証券利息配当金)	480	631
役務取引等収益	965	907
その他業務収益	501	263
その他経常収益	1,459	※1 1,632
経常費用	7,687	7,152
資金調達費用	682	535
(うち預金利息)	604	450
役務取引等費用	502	496
その他業務費用	1	404
営業経費	3,999	3,939
その他経常費用	※2 2,502	※2 1,776
経常利益	645	784
特別利益	113	2
固定資産処分益	—	2
償却債権取立益	113	—
特別損失	52	8
固定資産処分損	17	8
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	35	—
税金等調整前中間純利益	706	778
法人税、住民税及び事業税	37	46
法人税等調整額	33	3
法人税等合計	70	50
少数株主損益調整前中間純利益	636	727
少数株主利益	0	3
中間純利益	636	724

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	636	727
その他の包括利益	△461	819
その他有価証券評価差額金	△461	819
中間包括利益	174	1,546
親会社株主に係る中間包括利益	173	1,544
少数株主に係る中間包括利益	0	1

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	18,127	18,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127
資本剰余金		
当期首残高	5,688	5,688
当中間期変動額		
欠損填補	—	△4,459
当中間期変動額合計	—	△4,459
当中間期末残高	5,688	1,228
利益剰余金		
当期首残高	777	△4,348
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	—
中間純利益	636	724
土地再評価差額金の取崩	△10	—
欠損填補	—	4,459
当中間期変動額合計	395	5,184
当中間期末残高	1,173	835
自己株式		
当期首残高	△13	△14
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	△14	△14
株主資本合計		
当期首残高	24,579	19,453
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	—
中間純利益	636	724
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	△10	—
欠損填補	—	—
当中間期変動額合計	395	724
当中間期末残高	24,975	20,177

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△727	△1,966
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△462	820
当中間期変動額合計	△462	820
当中間期末残高	△1,189	△1,145
土地再評価差額金		
当期首残高	616	550
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	10	—
当中間期変動額合計	10	—
当中間期末残高	626	550
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△110	△1,416
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	10	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△462	820
当中間期変動額合計	△451	820
当中間期末残高	△562	△595
少数株主持分		
当期首残高	134	140
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	0	1
当中間期変動額合計	0	1
当中間期末残高	134	142
純資産合計		
当期首残高	24,603	18,177
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	—
中間純利益	636	724
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△461	822
当中間期変動額合計	△55	1,546
当中間期末残高	24,547	19,724

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	706	778
減価償却費	482	434
負ののれん償却額	△62	△62
持分法による投資損益 (△は益)	△7	△7
貸倒引当金の増減 (△)	292	△128
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△33	△31
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△38	△4
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	14	△3
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△1	△0
資金運用収益	△5,407	△5,134
資金調達費用	682	535
有価証券関係損益 (△)	△264	663
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	38	△2
固定資産処分損益 (△は益)	17	6
貸出金の純増 (△) 減	5,380	△7,606
預金の純増減 (△)	1,713	32,461
譲渡性預金の純増減 (△)	12,330	21,520
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△95	16,585
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	2	212
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△67	△13
外国為替 (負債) の純増減 (△)	—	4
資金運用による収入	5,417	5,070
資金調達による支出	△594	△441
その他	172	211
小計	20,678	65,048
法人税等の支払額	△23	△88
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,654	64,959
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△77,759	△86,807
有価証券の売却による収入	56,846	35,108
有価証券の償還による収入	15,834	2,978
有形固定資産の取得による支出	△76	△93
無形固定資産の取得による支出	△126	△184
有形固定資産の売却による収入	59	7
有形固定資産の除却による支出	△0	△4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,221	△48,996
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△229	—
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△230	△0
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,203	15,963
現金及び現金同等物の期首残高	35,330	27,443
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 50,533	※1 43,406

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 2社 会社名 株式会社ふくぎんリース 株式会社福島カードサービス	
(2) 非連結子会社 該当ありません。	

2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社東北バンキングシステムズ	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	

3 連結子会社の間接決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社の間接決算日は次のとおりであります。 9月末日 2社	

4 会計処理基準に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。	

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,729百万円(前連結会計年度末は16,315百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被災を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため、上記に加え可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っております。これにより計上している貸倒引当金の金額は3,506百万円(前連結会計年度は3,851百万円)であります。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は1年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より数理計算上の差異の費用処理年数を2年から1年に変更しております。これにより、「その他経常収益」は5百万円減少し、「経常利益」及び「税金等調整前中間純利益」が同額減少しております。

また、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。 これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
<p>(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(11) リース取引の処理方法 (貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。</p>
<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 貸出金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。</p>
<p>(13) のれんの償却方法及び償却期間 負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。</p>
<p>(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(15) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式76百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,834百万円、延滞債権額は13,406百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は87百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は571百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,900百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,690百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、6,532百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式81百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,712百万円、延滞債権額は13,943百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,813百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は204百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,674百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,587百万円あります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、4,027百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、2,151百万円であります。なお、当行はCLOのメザン受益権及び劣後受益権を14,202百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額16,353百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 リース投資資産 731百万円 担保資産に対応する債務 借入金 502百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券29,811百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に保証金敷金267百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,087百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,552百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、400百万円であります。なお、当行はCLOのメザン受益権及び劣後受益権を14,201百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額14,602百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 リース投資資産 638百万円 担保資産に対応する債務 借入金 407百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券41,577百万円、貸出金2,293百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に保証金敷金264百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,642百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが31,618百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,403百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,403百万円
※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,807百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,972百万円
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。
※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。
※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,105百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,050百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※2 「その他経常費用」には、貸出金償却797百万円、貸倒引当金繰入額292百万円及び株式等償却122百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益128百万円及び償却債権取立益136百万円を含んでおります。 ※2 「その他経常費用」には、貸出金償却218百万円及び株式等償却459百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	156	4	—	160	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 4千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	229	1.00	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	163	1	—	164	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 1千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸 借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年9月30日現在	平成23年9月30日現在
現金預け金勘定 51,491	現金預け金勘定 44,241
定期預け金 △212	定期預け金 △212
普通預け金 △570	普通預け金 △378
その他の預け金 △175	その他の預け金 △243
現金及び現金同等物 <u>50,533</u>	現金及び現金同等物 <u>43,406</u>

(リース取引関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

1 ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	3,767百万円
見積残存価額部分	23百万円
受取利息相当額	△571百万円
合計	3,218百万円

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係る リース料債権部分(百万円)
1年以内	3	1,165
1年超2年以内	3	922
2年超3年以内	3	693
3年超4年以内	3	470
4年超5年以内	2	276
5年超	2	237
合計	18	3,767

2 オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	50百万円
1年超	14百万円
合計	64百万円

3 既契約分取引について簡便的処理の採用

リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前当期純利益」が44百万円多く計上されております。

4 転リース取引

転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。

リース投資資産	47百万円
リース債務	47百万円

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

1 ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	3,580百万円
見積残存価額部分	24百万円
受取利息相当額	△518百万円
合計	3,086百万円

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係る リース料債権部分(百万円)
1年以内	3	1,108
1年超2年以内	3	886
2年超3年以内	3	657
3年超4年以内	3	448
4年超5年以内	1	262
5年超	1	217
合計	17	3,580

2 オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	47百万円
1年超	17百万円
合計	64百万円

3 既契約分取引について簡便的処理の採用

リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が22百万円多く計上されております。

4 転リース取引

転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。

リース投資資産	19百万円
リース債務	19百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	28,490	28,490	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,681	8,288	△392
その他有価証券	112,956	112,956	—
(3) 貸出金	437,407		
貸倒引当金(*)	△7,732		
	429,674	434,216	4,541
資産計	579,803	583,952	4,148
(1) 預金	573,172	573,550	378
負債計	573,172	573,550	378

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除した一般貸倒引当金には、「会計処理基準に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載した東日本大震災により甚大な被災を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により計上した貸倒引当金3,851百万円は含めておりません。

(注1) 金融資産の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は770百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」は同額増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、住宅ローン流動化債権については、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率にて割引した価格と取引金融機関から提示された価格等を用いております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象である貸出金と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	667
② 投資事業組合出資金(*3)	42
合計	710

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について18百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金預け金	44,241	44,241	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,627	8,325	△301
その他有価証券	159,863	159,863	—
(3) 貸出金	444,359		
貸倒引当金（*1）	△7,241		
	437,118	441,989	4,870
資産計	649,850	654,419	4,568
(1) 預金	605,633	605,972	338
(2) 譲渡性預金（*2）	22,000	22,000	—
(3) 借入金（*2）	19,387	19,388	0
負債計	647,021	647,360	339

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除した一般貸倒引当金には、「会計処理基準に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載した東日本大震災により甚大な被災を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により計上した貸倒引当金3,506百万円は含めておりません。

（*2） 前連結会計年度において記載を省略しておりました「譲渡性預金」及び「借入金」については、金額に重要性が増したため当中間連結会計期間においては記載しております。

（注1） 金融資産の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は493百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」は同額増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、住宅ローン流動化債権については、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率にて割引した価格と取引金融機関から提示された価格等を用いております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象である貸出金と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1)	673
② 組合出資金(*2)	45
合計	718

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	2,110	2,157	47
	外国証券	2,110	2,157	47
	小計	2,110	2,157	47
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,105	1,077	△27
	その他	5,466	5,053	△413
	外国証券	5,466	5,053	△413
	小計	6,571	6,130	△440
合計		8,681	8,288	△392

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,272	1,225	46
	債券	30,930	30,412	517
	国債	21,919	21,490	428
	地方債	270	262	7
	社債	8,740	8,659	80
	その他	4,070	4,041	29
	外国証券	3,203	3,190	12
	投資信託	867	850	17
	その他	—	—	—
	小計	36,273	35,679	594
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,031	3,677	△645
	債券	63,390	64,153	△763
	国債	52,523	53,214	△691
	地方債	2,217	2,241	△24
	社債	8,649	8,697	△47
	その他	10,261	11,419	△1,158
	外国証券	5,464	5,531	△66
	投資信託	4,696	5,787	△1,091
	その他	100	100	—
	小計	76,682	79,250	△2,567
合計		112,956	114,929	△1,973

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式60百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	社債	—	—	—
	その他	499	535	36
	外国証券	499	535	36
	小計	499	535	36
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	社債	1,050	1,020	△29
	その他	7,077	6,769	△308
	外国証券	7,077	6,769	△308
	小計	8,127	7,789	△338
合計		8,627	8,325	△301

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,343	1,199	144
	債券	99,978	99,278	699
	国債	72,582	72,081	501
	地方債	5,338	5,303	34
	社債	22,057	21,894	163
	その他	2,809	2,794	14
	外国証券	2,809	2,794	14
	投資信託	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	104,130	103,272	857
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,492	3,088	△596
	債券	29,034	29,104	△69
	国債	14,939	14,971	△32
	地方債	—	—	—
	社債	14,095	14,132	△37
	その他	24,205	25,552	△1,346
	外国証券	18,596	18,728	△132
	投資信託	5,509	6,723	△1,213
	その他	100	100	—
	小計	55,733	57,745	△2,012
合計		159,863	161,018	△1,154

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、824百万円(うち、株式459百万円、その他365百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,973
その他有価証券	△1,973
(+)繰延税金資産	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,972
(△)少数株主持分相当額	△6
その他有価証券評価差額金	△1,966

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,154
その他有価証券	△1,154
(+)繰延税金資産	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,153
(△)少数株主持分相当額	△7
その他有価証券評価差額金	△1,145

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	89	—	△1	△1
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△1	△1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

上記以外には、当該事項はありません。

II 当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	90	—	2	2
	買建	11	—	△0	△0
	合計	——	——	2	2

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

上記以外には、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
期末残高	<u>35百万円</u>

II 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>35百万円</u>

(賃貸等不動産関係)

I 前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

II 当中間連結会計期間 (平成23年9月30日現在)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。また、クレジットカード業務及び信用保証業務については「その他」に含めております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。

また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務諸表計上額(百万円)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,073	1,077	8,151	118	8,270	62	8,333
セグメント間の内部経常収益	58	35	93	9	102	△102	—
計	7,132	1,113	8,245	127	8,373	△39	8,333
セグメント利益 (△はセグメント損失)	445	60	505	△7	498	146	645
セグメント資産	618,626	4,652	623,279	1,366	624,645	△3,176	621,469
セグメント負債	594,785	3,130	597,916	1,127	599,043	△2,121	596,921
その他の項目							
減価償却費	475	7	482	0	482	—	482
資金運用収益	5,395	0	5,396	39	5,435	△27	5,407
資金調達費用	675	25	701	8	710	△27	682
持分法投資利益	7	—	7	—	7	—	7
持分法適用会社への投資額	71	—	71	—	71	—	71
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	196	10	207	—	207	—	207

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額146百万円は、セグメント間取引消去84百万円及び負ののれん償却額62百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額△3,176百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△2,121百万円は、セグメント間取引消去△3,190百万円及び負ののれん1,068百万円であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。また、クレジットカード業務及び信用保証業務については「その他」に含めております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。

また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務諸表計上額(百万円)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,714	1,057	7,771	103	7,874	62	7,937
セグメント間の内部経常収益	51	38	89	8	97	△97	—
計	6,765	1,095	7,861	111	7,972	△35	7,937
セグメント利益	621	93	714	7	721	62	784
セグメント資産	676,527	4,425	680,952	1,148	682,100	△3,207	678,893
セグメント負債	657,641	2,903	660,544	889	661,433	△2,264	659,168
その他の項目							
減価償却費	426	7	434	0	434	—	434
資金運用収益	5,127	0	5,127	29	5,156	△22	5,134
資金調達費用	530	21	552	6	558	△22	535
持分法投資利益	7	—	7	—	7	—	7
持分法適用会社への投資額	81	—	81	—	81	—	81
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	271	5	277	1	278	—	278

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額62百万円は、負ののれん償却額であります。

(2) セグメント資産の調整額△3,207百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△2,264百万円は、セグメント間取引消去△3,207百万円及び負ののれん942百万円であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、第2退職一時金制度の費用処理年数については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より数理計算上の差異の損益処理年数を2年から1年に変更しております。

これにより、「銀行業」の経常収益及びセグメント利益は5百万円それぞれ減少しております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	5,001	915	735	1,681	8,333

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	4,805	900	779	1,451	7,937

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

報告セグメントに配分されていない負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は62百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は1,068百万円であります。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

報告セグメントに配分されていない負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は62百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は942百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	78.47	85.19
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	18,177	19,724
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	140	142
うち少数株主持分	百万円	140	142
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	18,036	19,581
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	229,836	229,835

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	2.76	3.15
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	636	724
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	636	724
普通株式の期中平均株式数	千株	229,841	229,835

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※9 28,439	※9 44,189
商品有価証券	71	67
金銭の信託	1,663	1,663
有価証券	※1, ※9, ※15 122,737	※1, ※9, ※15 169,599
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 439,652	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9, ※10 446,515
外国為替	155	168
その他資産	※9 5,675	※9 5,542
有形固定資産	※11, ※12 12,841	※11, ※12 12,637
無形固定資産	883	928
繰延税金資産	4,741	4,741
支払承諾見返	738	647
貸倒引当金	※8 △10,451	※8 △9,697
資産の部合計	607,146	677,004
負債の部		
預金	573,618	606,108
譲渡性預金	480	22,000
借入金	※13 2,300	※13 18,980
外国為替	—	4
社債	※14 3,700	※14 3,700
その他負債	4,942	2,809
未払法人税等	35	40
資産除去債務	35	35
その他の負債	4,871	2,732
退職給付引当金	2,149	2,118
役員退職慰労引当金	155	150
睡眠預金払戻損失引当金	114	111
再評価に係る繰延税金負債	※11 1,011	※11 1,011
支払承諾	738	647
負債の部合計	589,210	657,641
純資産の部		
資本金	18,127	18,127
資本剰余金	5,688	1,228
その他資本剰余金	5,688	1,228
利益剰余金	△4,459	603
利益準備金	347	—
その他利益剰余金	△4,806	603
繰越利益剰余金	△4,806	603
自己株式	△14	△14
株主資本合計	19,342	19,945
その他有価証券評価差額金	△1,955	△1,132
土地再評価差額金	※11 550	※11 550
評価・換算差額等合計	△1,405	△582
純資産の部合計	17,936	19,363
負債及び純資産の部合計	607,146	677,004

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	7,128	6,767
資金運用収益	5,400	5,130
(うち貸出金利息)	4,902	4,481
(うち有価証券利息配当金)	484	634
役務取引等収益	972	903
その他業務収益	501	263
その他経常収益	254	※1 469
経常費用	6,688	6,144
資金調達費用	675	530
(うち預金利息)	604	450
役務取引等費用	502	498
その他業務費用	1	404
営業経費	※2 3,857	※2 3,808
その他経常費用	※3 1,650	※3 902
経常利益	440	622
特別利益	※4 113	—
特別損失	52	8
税引前中間純利益	501	614
法人税、住民税及び事業税	11	11
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	11	11
中間純利益	490	603

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	18,127	18,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	5,688	5,688
当中間期変動額		
欠損填補	—	△4,459
当中間期変動額合計	—	△4,459
当中間期末残高	5,688	1,228
資本剰余金合計		
当期首残高	5,688	5,688
当中間期変動額		
欠損填補	—	△4,459
当中間期変動額合計	—	△4,459
当中間期末残高	5,688	1,228
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	301	347
当中間期変動額		
利益準備金の積立	46	—
利益準備金の取崩	—	△347
当中間期変動額合計	46	△347
当中間期末残高	347	—
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	538	△4,806
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	—
中間純利益	490	603
利益準備金の積立	△46	—
利益準備金の取崩	—	347
土地再評価差額金の取崩	△10	—
欠損填補	—	4,459
当中間期変動額合計	204	5,410
当中間期末残高	743	603

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	839	△4,459
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	—
中間純利益	490	603
利益準備金の積立	—	—
利益準備金の取崩	—	—
土地再評価差額金の取崩	△10	—
欠損填補	—	4,459
当中間期変動額合計	250	5,063
当中間期末残高	1,090	603
自己株式		
当期首残高	△13	△14
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	△14	△14
株主資本合計		
当期首残高	24,642	19,342
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	—
中間純利益	490	603
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	△10	—
欠損填補	—	—
当中間期変動額合計	250	603
当中間期末残高	24,892	19,945
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△718	△1,955
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△463	823
当中間期変動額合計	△463	823
当中間期末残高	△1,181	△1,132
土地再評価差額金		
当期首残高	616	550
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	10	—
当中間期変動額合計	10	—
当中間期末残高	626	550

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△101	△1,405
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	10	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△463	823
当中間期変動額合計	△453	823
当中間期末残高	△554	△582
純資産合計		
当期首残高	24,540	17,936
当中間期変動額		
剰余金の配当	△229	—
中間純利益	490	603
自己株式の取得	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△463	823
当中間期変動額合計	△203	1,426
当中間期末残高	24,337	19,363

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 3年～15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,729百万円(前事業年度末は16,315百万円)であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(追加情報)</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被災を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため、上記に加え可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っております。これにより計上している貸倒引当金の金額は3,304百万円（前事業年度は3,642百万円）であります。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は1年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より数理計算上の差異の費用処理年数を2年から1年に変更しております。これにより、「その他経常収益」は5百万円減少し、「経常利益」及び「税引前中間純利益」が同額減少しております。</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。</p> <p>これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
	<p>(4) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 ヘッジ会計の方法	貸出金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。 また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式総額 567百万円</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 567百万円</p>
<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,826百万円、延滞債権額は13,342百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,705百万円、延滞債権額は13,879百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は87百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,813百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は571百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は204百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,827百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,603百万円あります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,690百万円あります。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,587百万円あります。</p>
<p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、6,532百万円あります。</p>	<p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、4,027百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、2,151百万円です。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,202百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額16,353百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 対応する債務が貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券29,811百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 また、その他資産に、保証金敷金266百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,967百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが31,431百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,403百万円</p>	<p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は、400百万円です。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,201百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額14,602百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 対応する債務が中間貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券41,577百万円、貸出金2,293百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 また、その他資産に保証金敷金263百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,452百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが30,427百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,403百万円</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,770百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,935百万円
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。
※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。
※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,105百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,050百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 356百万円 無形固定資産 118百万円	※1 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益112百万円及び償却債権取立益136百万円を含んでおります。 ※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 286百万円 無形固定資産 139百万円
※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額363百万円、貸出金償却794百万円及び株式等償却122百万円を含んでおります。	※3 「その他経常費用」には、貸出金償却218百万円及び株式等償却459百万円を含んでおります。
※4 特別利益は、償却債権取立益113百万円であります。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	156	4	—	160	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 4千株

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	163	1	—	164	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 1千株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

I 前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社及び関連会社株式

時価のある子会社及び関連会社株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	550
関連会社株式	17
合計	567

II 当中間会計期間（平成23年9月30日現在）

子会社及び関連会社株式

時価のある子会社及び関連会社株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式は次のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	550
関連会社株式	17
合計	567

(資産除去債務関係)

I 前事業年度（平成23年3月31日現在）

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
期末残高	35百万円

II 当中間会計期間（平成23年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
当中間会計期間末残高	35百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	2.13	2.62
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	490	603
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	490	603
普通株式の期中平均株式数	千株	229,841	229,835

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 紺野 邦武
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社福島銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役社長紺野邦武は、当行の第146期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。